

京都市告示第 2 2 4号

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当する機関から、生活保護法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成 2 5 年 7 月 1 7 日

京都市長 門川大作

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問介護	ヘルパーステーション空 深草事業所	伏見区深草西浦町一丁目 6 5 - 2 第 1 8 長栄レジデンス 深草 2 1 1 F	平成 25 年 4 月 30 日
居宅介護支援	ケアプランセンター空 深草事業所	伏見区深草西浦町一丁目 6 5 - 2 第 1 8 長栄レジデンス 深草 2 1 1 F	平成 25 年 4 月 30 日
介護予防訪問介護	ヘルパーステーション空 深草事業所	伏見区深草西浦町一丁目 6 5 - 2 第 1 8 長栄レジデンス 深草 2 1 1 F	平成 25 年 4 月 30 日

介護機関休止

サービスの種類	名 称	所 在 地	休止年月日
居宅療養管理指導	畑山歯科医院	下京区西七条名倉町 2 1 の 1 0 6	平成 25 年 6 月 4 日
介護予防居宅療養管理指導	畑山歯科医院	下京区西七条名倉町 2 1 の 1 0 6	平成 25 年 6 月 4 日

介護機関再開

サービスの種類	名 称	所 在 地	再開年月日
居宅療養管理指導	たかたに歯科医院	下京区五条通大宮西入下五条町435-5	平成25年6月10日
介護予防居宅療養管理指導	たかたに歯科医院	下京区五条通大宮西入下五条町435-5	平成25年6月10日

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
訪問介護	さくら・介護ステーション長生堂	左京区一乗寺北大丸町43番地 若葉ハウス15号	左京区一乗寺東閉川原町25番地 ウイングハウス103号室	平成25年6月1日
介護予防訪問介護	さくら・介護ステーション長生堂	左京区一乗寺北大丸町43番地 若葉ハウス15号	左京区一乗寺東閉川原町25番地 ウイングハウス103号室	平成25年6月1日

介護機関名称・所在地変更

サービスの種類	変更前名称・所在地	変更後名称・所在地	変更年月日
訪問看護	訪問看護ステーション中立売・上京区小川通中立売下る下小川町191	訪問看護ステーション平野・北区小松原南町10	平成25年5月1日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーション中立売・上京区小川通中立売下る下小川町191	訪問看護ステーション平野・北区小松原南町10	平成25年5月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)